

第七十一回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会 議 録 第三十号

昭和四十八年六月二十二日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 菅波 茂君

理事 林 義郎君

理事 小林 信一君

理事 中島 武敏君

小澤 太郎君

戸井田三郎君

阿部末喜男君

小宮 武喜君

出席國務大臣

國務大臣 三木 武夫君

環境庁長官

出席府委員

防衛庁参事官 大西誠一郎君

防衛庁参事官 長坂 強君

環境庁自然保護局長 首尾木 一君

林野庁長官 福田 省一君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

委員外の出席者

警察庁刑事局保

安部保安課長 相川 孝君

水産庁漁政部長 渡辺 武君

岸漁業課長 和田 文夫君

通商産業省公益事業局技術長 綿貫 敏行君

特別委員会調査

本日の会議に付した案件

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○佐野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本富夫君。

○岡本委員 ただいま議題となっております自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案について、おとこの質疑に続いてたゞしていきたく思います。

そこで、いままで環境庁には、ことしになって、国立あるいは国定公園の中において自然公園法に違反する行為にはどういふものがあつたか、まずお知らせいただきたい。

○首尾木政府委員 自然公園法違反の行為といふことは、自然公園法による許可を受けるべき行為について、許可を受けずに実施したといふたような事例でございますが、あるいは許可に付した条件についてこれを守らなかったといふようなことございまして、これはそれぞれの行為たとえば土石の採取、そういったものについていろいろ見られるわけでございます。

○岡本委員 警察庁来ておりますか。

○佐野委員長 ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○佐野委員長 速記を始めます。

○岡本委員 あと水産庁、建設省、すぐ呼んでおいてください。

そこで、警察の方にお伺いしますけれども、自然公園法に違反するところの行為、これについて本年の違反行為をひとつここで明らかにしたいだきたい。

○相川説明員 お答えいたします。

自然環境を破壊する事犯の検挙状況はどうなっているかというお尋ねでございますが、昨年におきまして、知事の許可を得ることなく保安林指定

区域内の立ち木を伐採するとかあるいは国立公園内に許可なく宅地造成を行なうとか、登録を受けずに砂利採取を行なうとか、いろいろな自然環境破壊事犯の検挙をしたという報告を受けておりますけれども、実は残念ながら私も警察庁の統計のものの関係もございまして、自然環境破壊事犯そのものとしての独立した数字というものは把握いたしていません。ただ、ことしに入りまして、不動産事犯の取り締まり強化月間というものを去る五月一ぱい行ないましたが、この月間中における検挙実績を見てみますと、自然環境の破壊が行なわれた事犯としては、自然公園法違反が十一件ございまして、それから森林法違反が二件、海岸法違反が二件、河川法違反が三件、砂利採取法違反が一件、そのほか県の風致地区条例違反が七件ほど数えられております。

○岡本委員 その中で、伊勢志摩国立自然公園特別地域内におけるところの無許可の宅地造成の件について、警察庁はどういうように調査したのか、その結果をひとつお知らせいただきたい。

○相川説明員 ただいま御指摘の伊勢志摩国立自然公園内における事犯について申し上げますと、これは伊勢市に住みます不動産ブローカーあるいは土建業者などが、伊勢志摩国立自然公園特別地域内の山林を約二万五千平方メートルほど買収いたしまして、ここに無許可で宅地造成を行ないまして、このうち約二万平方メートルを約三十四名ぐらいの者に販売していたという事犯がございまして、これは自然公園法違反にもなりますし、都市計画法違反にもなりますので、私も警察として、厳正な捜査を行ないまして、四十七年の十二月に検察庁に送致いたしております。このような事犯がございました。

○岡本委員 そのほかの、吉野熊野国立自然公園特別地域内におけるところの事犯、それから北長

門海岸の国定公園の無許可の宅地造成、こういうのもわかっておれば、何件か明らかにしてもいい。

○相川説明員 ただいま申し上げました伊勢志摩国立自然公園内における事犯のほかに、特異なものいたしましては、御指摘もございましたが、北長門の海岸国定公園内の第二種特別地域に指定されておる山林を無許可で宅地造成をしたという事犯もございまして、吉野熊野国立自然公園特別地域内の海岸岩場に、採石事業によって生じました廢石約一万立米を投げ捨てまして、自然公園の土地の形状変更したといふような事犯もございまして、さらには保安林の指定区域内における立ち木の伐採をいたしました、あるいは底石を採取したといふ森林法違反事犯あるいは砂防法違反事犯といふようなものもございまして、この辺がおもな例でございます。

○岡本委員 本年の取り締まり月間、これは何カ月ですか。その何カ月の間にいまあなたのほうから発表のあつた数件ですね、これをばっちりしてください。

○相川説明員 ただいま申し上げました幾つかの自然破壊事犯は、本年の五月一日から五月三十一日までの一月の間に全国的に実施いたしました不動産事犯取り締まり月間中の実績でございますが、結果でございます。

○岡本委員 環境庁にお聞きしますけれども、四十八年の五月一日から四十八年の五月三十一日、この間の警察の不動産関係の取り締まり月間、わずか一カ月の間に自然公園法の違反が十一件、森林法が二件、風致地区条例七件その他たくさんありますけれども、わずかこの一カ月の取り締まり月間でこれだけ出てくるわけです。ということとは、現在自然公園法によって環境庁がこれだけのことを取り締まりができないではないか。たった一カ

月でこれだけですからね。これを一年もやれば相当なことになってくるんじゃないか。ということになりますと、自然公園あるいは自然公園の中の国立公園、国定公園、こういうものは相当食い荒されておるのではないかと、非常にその点を懸念するわけでありまして、環境庁としてはどうやってこの取り締まりをやっておるか、その点をひとつ明らかにしてもらいたい。

○首尾木政府委員 いろいろこのような違反事件が多いという事実に対しては、これは基本的にやはり私も管理体制の問題にあるかと思ひます。私も現在は現地の管理をいたしまして、国立公園内に現在六十二人の現地管理員を配置をいたし、本年それが九名増員になりまして七十一名になります。国立公園管理員を現地に派遣いたしまして、これを第一線の自然公園内の管理の部隊としておるわけでございます。管理事務所を設けておりますのは、現在の国立公園二十六の中で八つございまして、ここに二つふえまして十になります。十か所の管理事務所を設けてそれらをやっておるわけでございます。しかしながら、全国で国立公園が二百万ヘクタールもございまして、さらに国定公園は百万ヘクタールの面積を持っておるわけでございます。とうてい国の本庁及び管理事務所、国立公園管理員だけでは十分な監視体制というものはできないわけでございます。したがって、自然公園法上も権限につきましては相当程度都道府県知事に権限が委任をされておりますし、都道府県におきまして自然保護のための要員を備えておまして、都道府県における自然保護の体制とあわせてこの土地の管理をやっておるわけでございます。

都道府県における自然環境の保護についての組織体制でございますが、これは近年増員あるいは施設の課の増強といったようなことが行なわれておりますけれども、まだこれも十分なものとはいえない状況にあるわけでございます。今後こうしたような管理体制というのを特に強化をするということが必要かと存じておるわけでございます。

それから一方におきまして、もう一つやはり自然公園法等におきます地域住民等の自然公園法の地域の認識でございますとか、そういったような点につきましても十分でないという点がございまして、私もこれは今後さらにそういう地域を設定いたしましたところの保護計画等を十分に周知徹底をはかっているというところが必要であらうと考えておるわけでございます。

全体としまして、現在の管理体制が非常に弱体でございますので、これを強化することによって今後違反事例というものの減少あるいは防止というものを期待したいと考えておるわけでございます。

○岡本委員 管理体制が非常に弱体である、これが一つでありますけれども、もう一つは伊勢志摩国立自然公園特別地域内における山の山林等二万五千六百九十一ヘクタールで、七千七百八十五坪ですね。これは無許可で宅地造成して、約三十四人の方に転売しているという先ほどのお話がありました。こういう特別地域内は民有林にしておくところにやはり問題があると思うのです。

今度長官にお伺いするのですけれども、したがって現在すでに国立自然公園になって、またしかも特別地域になっておる、こういうようなところの山林等は、一日も早く環境庁で買い上げて、そして国のものにしてあげば——三十四人の方、この買った人たちは、家は建てられぬし非常に困っております。それもあつても、こうして自然公園の特別地域が食い荒らされているというところになれば、早く環境庁でこういうところを点検して買い上げをしていく、これは大切であるかと私は思うのですが、長官の御意見はいかがですか。

○三木国務大臣 私どもそういうように考えて、きょうも環境庁で相談をしておたのですが、国立公園の中の特別地域くらいはひとつ買い上げるということ——いままでどうも買い上げがうまくいかない。これは木材の値上げなどで折り合

ないのです。地価の非常に値上がり、これをみない期待するわけですね。だから少し弾力的に、あまりりやくし定木でなしに、ひとつ買い上げというものを積極的に推進していくではないか。けさも相談をしておたので、岡本委員と全く同感で私権を制限するわけですから、どうしても国のものにしておいたほうが、環境の保全からいっても万全を期することができると考えます。そういう方針で今後取り組んでいきたいと考えております。

○岡本委員 事務当局に聞きますけれども、全国にわたって自然公園特別地域内、まだ民間が持っている民有林で伊勢志摩の国立公園のような可能性のあるところ、こういうような点検ができているかどうか。いかがですか。

○首尾木政府委員 お答えいたします。本年度買い上げにつきましての調査をいたしております。現実にはそのようなおそれのあるところ、たようなところにつきましては、これを具体的に県を通じて報告をとっております。おもなところについては把握をいたしております。

○岡本委員 これはことしですか、これから買い上げていく予定のところをいま審議会というところとまでおるようでありませうけれども、それは大きなところですね。私が言わんとするところは、すでに自然公園になっている、特別地域になっている、ところがそれがまだ民有林である、いまのような事例がまた起こるのではないかと、非常に心配なところ、これは当然徹底的に総点検をして調査をして、そして予算をつけていく。長官、見ておられますか、何か民有林を買い上げて自然原始林を残す、こういう大きな発表といえますか、これはいいかっこうなんですか。ところが、こういった特別地域でありながら民有林でそのままになっているところ、先ほど私、警察から聞いてもわすか一月でこういった事例がたかさん出てくるわけでしょう。そういったきめこまかい施策が不足しておるのではないかと、私はひとつ検討していただきたいと思うのですが、全国の総点検をして、ひとつきめこまかく買い上げてい

く、こういう考え方はいかがですか。

○三木国務大臣 どうしても全国を総点検しまして、必要の度合いというものはあるでしょうから、やはり必要の度合いの強いところからできるだけ買い上げていくという方針で取り組んでいくことにしたいと思います。

○岡本委員 そうしますと、ことばを返して悪いようすけれども、自然公園の特別地域の中で必要となるところというのはあるのですか。

○三木国務大臣 必要となるところは特別地域にはしていただいであらうけれども、どうしてもこれは買い上げておいたほうがいいというふうな多少の重要度の度合いというものはあるでしょうから、一挙にばつとやればいいのですけれども、だから、できるだけそういう重要度合い等も勘案をして、そして積極的に買い上げの方針を推進していくということにしたいと思ひます。

○岡本委員 私は、これはおそらく環境庁でいろいろな状態を都道府県に連絡したくらいで、全部握っていないんだらうと思うのです。ですからそういう重要なところで——不必要とは言いませんけれども、重要でないところというふうな考え方が出てくるのではないかとと思ひますが、それはやはり実態を調査した上で、そしてどういった違反事故が起こらないように、また、特別地域に指定しておるところですから、これは自然公園の中でも大事なことだと思ひます。それではなかったら特別地域にしていけないです。それはまあ予算の都合もありますから、一挙に全部というわけにはいきませぬけれども、一つ一つ点検をして買い上げて、こういう違反の事例のないように、また大事な自然公園を残していくように、こういうように私は提案をしておきます。

次に、この法律案を見ますと、届け出行為の着手制限、国立公園または国定公園の普通地域において、行為の届けをなした者は、その届けをした日から起算して、原則として三十日を経過した後でなければ行為に着手してはならない、ということですが、私心配するのは、届け出をす

て、そして積極的に買い上げの方針を推進していくということにしたいと思ひます。

○岡本委員 私は、これはおそらく環境庁でいろいろな状態を都道府県に連絡したくらいで、全部握っていないんだらうと思うのです。ですからそういう重要なところで——不必要とは言いませんけれども、重要でないところというふうな考え方が出てくるのではないかとと思ひますが、それはやはり実態を調査した上で、そしてどういった違反事故が起こらないように、また、特別地域に指定しておるところですから、これは自然公園の中でも大事なことだと思ひます。それではなかったら特別地域にしていけないです。それはまあ予算の都合もありますから、一挙に全部というわけにはいきませぬけれども、一つ一つ点検をして買い上げて、こういう違反の事例のないように、また大事な自然公園を残していくように、こういうように私は提案をしておきます。

次に、この法律案を見ますと、届け出行為の着手制限、国立公園または国定公園の普通地域において、行為の届けをなした者は、その届けをした日から起算して、原則として三十日を経過した後でなければ行為に着手してはならない、ということですが、私心配するのは、届け出をす

て、そして積極的に買い上げの方針を推進していくということにしたいと思ひます。

○岡本委員 私は、これはおそらく環境庁でいろいろな状態を都道府県に連絡したくらいで、全部握っていないんだらうと思うのです。ですからそういう重要なところで——不必要とは言いませんけれども、重要でないところというふうな考え方が出てくるのではないかとと思ひますが、それはやはり実態を調査した上で、そしてどういった違反事故が起こらないように、また、特別地域に指定しておるところですから、これは自然公園の中でも大事なことだと思ひます。それではなかったら特別地域にしていけないです。それはまあ予算の都合もありますから、一挙に全部というわけにはいきませぬけれども、一つ一つ点検をして買い上げて、こういう違反の事例のないように、また大事な自然公園を残していくように、こういうように私は提案をしておきます。

次に、この法律案を見ますと、届け出行為の着手制限、国立公園または国定公園の普通地域において、行為の届けをなした者は、その届けをした日から起算して、原則として三十日を経過した後でなければ行為に着手してはならない、ということですが、私心配するのは、届け出をす

る、それから三十日以内に、それはだめだ、こう
いうように言わなければ、届け出して三十日たて
ばもう着手してしまふわけです。というところは、
当然だと認めてしまふわけです。ところがいま環
境庁から話がありましたように、管理体制という
ものは非常に貧弱である。そうしますと、届け出
してきたものを全部点検をして、そうしてそれは
許可する——これは三十日以内に措置しなかつた
らそのまま、もう効力が発生するわけです、不許
可にするとかそういうことをしなければ。

私は、これだけの広い場所、たとえばあとでお
話ししますけれども、十和田湖あるいはまた八幡
平のあの広い場所、環境庁からたつた二人であ
ります。県から一人だけ出向しております。一人
や二人ではとてもどうにもならない。行って聞い
てみますと、一緒に私案内してもらったんですが
その所長さんが、たしか三月くらいになつてい
るのですが、あなたここ来たことありますかと
言ったら、初めてです。何やっているんですかと
聞いたら、いろいろ判を押したりする行事が多く
てとてもこういうところへは来ておれませんが、こ
ういうようなことですから、私はおそろしく、こ
ういった届け出がありまして、それを点検をして
イエスかノーか、いいか悪いかということに答
えてあげるには、とても手が足りないのじゃないか
したがつて、これは三十日というようなことで
切つてはならないのじゃないか。それでなければ
結局三十日を経過したらもうこれは認められたも
のとして着手をしてしまふ、で、あとになって問
題が起くる、こういうことになるのではないかと
いうことで、非常に懸念をするわけです。したが
って、許可制にしておけば、これは許可がなかつた
ら着手できないわけですから、許可制にしておく
と、何日引っぱつてもおかしな点検を終わるまで許可を
しなないということになりますから、自然公園を守
れるのではないか、こういうことを私は特に感ず
るわけです。また、実際に調査をいたしましてそ
ういうことであつたわけですが、その点について

の御見解を承りたい。

○首尾木政府委員 ただいまの御意見でございま
すが、自然公園法で申しますと、第二十條の第四
項がございまして、この三十日の期間という
ものは、これをさらに延長することができるとい
うことになっておりまして、合理的な理由がある
場合には三十日の着工制限の期間をさらに延長を
する、いうことになるわけでございまして。したが
いまして、そういう規定もございまして、この
三十日の期間に、非常に重要なものにつまして
は、実態的にこれについては問題があるというこ
とで、これを通告をいたしますので、したがつて
従来はこれは届け出をすれば済む、着工ができる
ということ、その着工によつて、現実に着工に
なりましてなかなかこれについての補償問題とか
いろいろなこと、禁止命令とかあるいはこれに
対する十分な措置ができなかつたというふうな実
情があるわけでございまして、今回の場合は着工
制限という期間がございまして、その間の問題
については非常に処理がしやすいというふうなこ
とになるわけでございまして、私もこれは、そ
の点については、やていいのか悪いのかとい
ふような判断は三十日の期間の間でできるとい
ふに考えておるわけでございまして。

なお、先生の具体的に御指摘になりました十和
田の管理事務所の問題でございまして、たまたま
その件につきましてちょっと釈明をいたしてお
きたいのですけれども、着任して三月の間にそ
の地域を見ておらなかつたというふうな事実が
あつたかのようにございまして、これは一般的に
申しまして、現地の管理員というものはその地域内
の事情というものは非常に詳しく把握をいたして
おるといふ現状でございまして、たまたま着任
早々でありましたために、そういつたような点に
ついての現地の把握ということが十分行なわれて
おらなかつたという点があつたのではないかと考
えておるわけでございまして、一般的には、その
地域内の事情につきましては、管理事務所あるいは
管理員というものは常にその地域を見回つてお

りまして、その地域内の事情については精通をい
たしておるといふふうな考えでおるわけでござい
ます。

○岡本委員 一般にはその管理事務所の所長ある
いはまた所員がそのことに精通しているのが
あたりまえだ、こういうことでありますけれども
事実私が行きました調査をしますと、とてもそこ
まで手が伸びませんという事です。だからでき
ないことを強制しても何にもならないと私は思
うのです。そこであれだけの広い、あれは何平方
メートルか何ヘクタールだったか、ちよつとこの
数字を持ち合わせませんが、わずかに二人ですよ
それだけでもってあれだけの届け出が出てくる。
あるいはそれ以外の事項がたぶんございまして
またあとでお話をしようと思つておりますけれど
も、その中でこれは重要である、これは簡単であ
るといふようなことの見分けがなかなかつかない
のじゃないかと私は思うのです。したがつて、
これはひとつ三十日はもう少し、まあ二カ月にす
るとか三カ月にすると、それ以内でこれならい
いというものであれば、どんなこれは通知して
やればできるわけですかね。まして今回届け出
事項の追加事項は海面以外の水面の埋め立て、要
するに川、湖ですね。あるいはまた鉱物を採掘す
る、こういう大事なものが入つてくるわけです。
ですから私はこれはほんとうは許可制にしなければ
りばならない自然公園を守れないということをも
申し上げておきたいと思ふのです。許可制とい
うことがなければ少なくとも三十日以上三カ月か
六カ月、これくらいにする考えはないかどうか、
もう一度……。

○首尾木政府委員 三十日が合理的であるか、あ
るいはもう少し長いほうがいいか、その点につ
いてはいろいろありますが、私もやはり一つの一般的
目安をいたしまして、一カ月間あればこのよう
な問題について処理ができるというふうな判断をい
たしておりました、その辺はやはり私権という
ものと行政上の措置というもののかね合ひの問題
であらうというふうな考えをしておりますので、一応

私も原則として、三十日としておるわけで
ございまして、これが絶対に正しいというもの
は必ずしもないと思ひますが、三十日の間にこの
問題について処理ができるように全力を尽くした
いというふうな考えでおるわけでございまして。

○岡本委員 では長官にお聞きします。土地は私
権といふこともございまして、この前の委
員会で私言いましたように、これからはやはり大
切なこの日本列島を守るために、われわれ一億国
民の、また後代の人たちの命を守るために、健康
を守るために、自然環境というものが今後大事
な問題になつてくようと思ふのです。したがつて
やはり公共といふものを、人の命といふもの、日本
の将来といふことをひとつ考えて、いままでのよ
うな考え方を捨てて私権の制限も公共のためにし
かたがないのではないか、こういうふうには私は考
えるのですが、その根本的な考え方をひとつお聞
きしたい。

○三木國務大臣 土地問題は、所有権といふもの
はこれからは動かすことのできないものでありま
す。しかし利用権といふものは、土地の利用に対
してはやはり制限を加える場合はあり得る、ま
た加える必要がある。このことはやはり私権とい
う憲法上の規定に反するものではない。所有権は
もう確立しておるけれども、土地の利用権とい
うものに対しては、これはやはり公共の福祉を優先
する考え方が、一つの土地利用という考え方の中
に確立してしまふべきだと私は思つております。

○岡本委員 やはり長官は環境庁長官になつた
だけにそういう意見を出された。そうすると事務当
局で私権にばかり——要するに公共の用に供する
わけですからね。それも御承知のように日本の私
たちの命と健康の問題になつてくるわけです。こ
れは御承知のように国立公園あるいは国定公園、
自然公園となつておるのです。あまり私権にとら
われて、私権を制限してはいかぬから三十日にし
たといふことでなくて、やはりもう少しそこに経
過事項も強力にしなければならぬと私は思ふので
す。この点いかがですか。

○首尾木政府委員 私、私権との兼ね合いということをお願いするわけでありまして、いま申しましたのは決してこれが絶対のものであるというようにものを申し上げた趣旨ではございません。基本的にやはりそのような土地の利用といったようなものも、公共の福祉から制限を受けるということとは当然でございます。自然公園法なり自然環境保全法というものは、そのような観点からこういう制限を課しておるものでございます。したがって、そのような基本的な考え方は全くそのとおりでございますが、しかし、これについては一方でやはり私権というものも無視するものではないわけでございます。したがって、そこでかね合いの問題というものを申し上げた趣旨でございます。三十日が絶対的なものであるというふうなことを必ずしも申し上げておるわけではございませんが、一方においてやはり行政上もできるだけのそういうような努力をいたさなければならぬわけでございます。単なる事務上の都合だけからこの期間を延ばすということについては、これは私どもとしては若干どうであらうかというふうな考え方から申し上げたわけでございます。基本的な考え方において、これは私権だからしかたがないのだというふうな考え方を持っておるものではございません。

○岡本委員 では、その問題はあとでもう一度理事會においてひとつ詰めていただくことにしまして、今度は事実に基づいての質疑を二、三しておきたいと思ひます。

これも私、この前取り上げたかも知れませんが、二、三日前にも実は環境庁長官のほうにも直接陳情があったわけですが、十和田湖自然保護の会の方が見えなくなりましたが、私もこれは調査に行ったからよくわかつてはいるのですが、いままで湖水は十和田といわれた十和田湖が、非常に最近よれておる。あるいはまたその周辺のもみじですか、紅葉がどんどん衰えつつある。この原因についてまず一つ一つたどっていききたいのでありますけれども、そしていまのうちに十和田

国立公園を守らなければならぬ、こういう考え方から質問をいたします。

まず十和田湖が、水力発電に使い、またその水をおかんがいの用水に使っている、要するにあの戦時中の電力不足あるいはまた食糧不足、これを補うための水のためにたつたという事実がありますが、そのままでこの十和田湖が、また十和田国立公園が保持されるならば、私はあえて言わないわけでありまして、また破壊される。この辺で何とか抜本的な対策を整えて、そうして守らなければならぬと、きか来ているのではないかと、このこととあります。まずここで十和田湖の湖水がほとんどよれていく。またその湖底にはどろがほとんどたまって、いまでは大体五・五メートル、こんなにもたまっていく。このままですと、いまには湖水でなくなってしまうというふうな考えからしますと、東北電力の十和田発電所、この逆送水といひますか、雪解けのとき、あるいはまた秋の水の少ないときといひますか、このときに発電をやるために逆送水をいたしております。この逆送水の水が非常にどろといふものを含めて湖水にまた流し込んでおる。したがって、もしも逆送水を現在するのであるならば、どうしてもこの逆送水を浄化する装置、シクナーがあるいはまた沈でん槽、こういうものが必要であらうということになります。これについて、これは通産省であります。どういふ考えを持ち、またどういふ指示をしているか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○和田説明員 先生御指摘のように、十和田発電所は、十和田湖の水を利用いたしまして下流のかんがいの用水の補給も兼ねております。そういう意味で先生おっしゃった逆送水という途中の溪流取水をいたしまして、下流の水が要らないときに逆に湖のほうへ送り込んで、湖の水位回復に資しているわけでございますが、この逆送水の水は、先生御指摘のように、雨が多量に降ったときとか雪解けのときは非常に濁る傾向があるものですから、とりあえず東北電力に指導いたしまして、この濁りを測定いたしまして、非常に濁っているときは逆送水を止めるような指導をこしからしてあります。その結果、ことしの実績について見ますと、逆送水は春の四月、五月が大部分でございますが、四月、五月は過去の平均でございますと千七百万立米ぐらいの逆送水があったわけでございますが、四十八年度については約六分の一の三百萬立米というふうな減少いたしておるわけでございます。それから長期的な問題といたしましては、この溪流取水と湖水汚濁の因果関係につきまして、東北大学のほうにお願いをいたしまして、いろいろ調査をすることにも、青森県の委員会にも参加してこの研究をいたしている現状でございます。

○岡本委員 あなた、ただ東北電力から聞いてそれを答弁するだけじゃちょっと困る。私も行ってみました。逆送水するのは、ちょうど春季の雪解けのときあるいはまた秋季の降雨時、こういうときに逆送水を約一千万七千三百トンから一億五千万トンですか、こういうふうな膨大なものがどろとして入ってくる。これはこの少し前までは、少し前というのは、林野庁がその付近の山をみな切っちゃった。林野庁にも責任があると思ふのです。要するに支流の川の水を集めて逆送水するわけですが、その支流の川をほとんど切ってしまうと、そしてそれが牧場にもなっているわけですが、そうすると最近では、ぐあいが悪いのは、その牧場の畜産公害ですか、こういうものが一緒にたつた逆送水されて湖水の中に入ってくる。こういうことで、この両方の面から非常に湖水がよれていく、こういうことなんです。ですから現在在は支流の山を切つて、切らない前、乱伐しない前、こういうときは事情が違ふ。したがって、これは東北電力だけに責任を持たすというわけにいかないかもしれせんけれども、その乱伐をしたところの林野庁にも責任があるわけですから、だからその点をひとつどういふように話し合いをするかによって、これはシクナーか

あるいは沈でん槽をつくらなければならない、このままいくと湖水はほとんどよれるあるいは汚染されてくるのは、これは火を見るよりも明らかです。これからのほうがよけい進みますよ。この点についてもう一度通産省からお聞きしたい。

○和田説明員 先ほど申し上げましたように、東北電力に対して指導いたしまして、大体二PPM以上に逆送水がよれておるときには、逆送水の十和田湖への流入を停止いたしまして、発電のほうに直接使っております。その結果、前の十年平均ぐらいの量に対して約六分の一に逆送水の量がことしの春について見ますと減っているわけでございます。それで先生御指摘のように、この周囲のいろいろな条件の変化によりまして逆送水の濁度はなほだしくなっているということも考えられますので、その辺も関係のところといういろいろ協議いたしまして、あるいは東北大学のいま調査しています湖水汚濁と溪流取水の因果関係につきましの調査と相まちまして対策を講じていきたい、こういうふうな考えをしております。

○岡本委員 長官、いまあなた御存じかどうかはわかりませんが、何とかいまの間にこの処置をしませんと大事な自然公園——十和田湖の公園といふのはほんとうに富士山と並んで日本の名勝でありますし、いまたくさん観光客が行っているわけですが、これは長官のほうで指示をしてもいいと思うのです。これから調査します——調査事項はできています。すでにいろいろ下調査については、県やあるいはまたその地域の人が大体握っておりますから、あとはこれをやるだけなんです。シクナーをつけるか沈でん槽をつけるか、それで浄化をしよう一度逆送水をする、そうして水を湖水に入れるしかない。あるいは三万一千キロの発電をやめるかです。これは早く手を打ちませんと、全然だないもならなくなりますよ。この点について、長官、いかがでございますか。

○首尾木政府委員 逆送水の取水口でございますが青森に計測施設をつくりまして、洪水時等汚濁水

が逆送水されるというように、ときにその送水を停止をせよとしたり、あるいはさらにお話が出ました沈んで池等設けることによりまして、汚濁水が十和田湖に流入することについて、しないような方法を指示したい、かように考えております。

○岡本委員 これはぜひいまの間に英断をふるって政府としてやってください。先ほど申しましたように支流の付近の乱伐ですよ。これは林野庁が一番けしからぬ。そこを牧場にしているわけですね。ぼくは見てきたのですけれども、牧場にしてよくと畜産の排水の公害がまた一緒にあって出てくる。こういうことで湖水はどんどんよれていくわけですが、これに対する処置はいかがなさいますか。これは林野庁と環境庁の両方からお答え願いたい。

○福田政府委員 お答えいたします。

十和田湖周辺はその部分がほとんど国立公園地帯になっておりまして、湖の周辺は第一種でございます。それから奥入瀬の渓流は特別保護地区というふうになって、これは禁伐でございます。またその周辺もそれぞれ国立公園になっているところが多いわけでございます。だからこの地区につきましては、先生御指摘のように青森県の中全体は十和田を含めましてこの近辺というのは農林業に従事するものが非常に多かったわけでございます。従来は自然保護に配慮しながらもやはり地元産業の振興という意味で伐採をいたしまして、その原料を薪炭材あるいは木材の原料というものを販売してきたいきさつがございます。しかし自然保護に対するいろいろな強い要請にこたえまして、昨年からこの地域に対する施策方針を変えております。特にそういった意味では伐採を規制いたしました。従来のたとえば大面積の皆伐はこれを限定いたしまして、しかも分散させて、できるだけ天然林を残すというような配慮をいたしております。

そういうことで、特にこの国立公園地帯の中におきまして、あるいはこの地区は水源涵養林に

なっておりますから、そういう意味で伐採の方式を、禁伐あるいは択伐、皆伐するにしまして、いま言ったような方法でこれをきびしく規制していくという方針で対処をまいりたい、こう考えております。

○岡本委員 林野庁長官、ぼくは直接向こうへ行って聞きますと、秋田県側のほうの営林局長さんは、これからはもう全然切りません。ところが青森県側のほうでは、これはまた択伐をする、こう言っておるのですよ。しかも牧場になったところはそのまま水をたれ流しておるわけですよ。たれ流すというところもかしこいけれども、その水がどんどん支流に入ってまた逆送するということですよ。ですから、これから切つてはいけませんよ。畜産公害を防ぐための浄化装置をするとか何かしなければいけませんよ。これをひとつ要求しておきます。

最後に、約束の時間ですから、水産庁、ヒメマス問題、これがどんどんなくなつてきておる。ですからヒメマスを何とかして——まぼろしの魚ということになってしましますから、これの対策を徹底的に講じていただきたい。これについて一言お聞きして終わりたいと思います。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

御承知のように十和田湖の水産で一番大きな魚種はもちろんヒメマスということでございます。三十六年以降四十三年くらいまでは年間大体三十三トン内外の生産があったわけでございますけれども、昭和四十四年以降生産水準がかなり低下してきております。この原因をいたしましては、根本的には稚魚の放流量が減少したということだと思われまして、その稚魚の放流量が減少する理由をいたしましては、親魚が減少したということだと考えております。それは他産業の進展とかに伴います漁場環境の悪化等があり、あるいは遊漁者がふえたということからする漁獲努力の増大ということがこの親魚の捕獲量を減少させてきたものと考えております。そこで水産庁といたしましてはヒメマスの卵をはかの地域から積極的

に導入いたしまして、たとえば昭和四十三年におきましては日光の淡水研の支所のほうから五十万粒ほど持ってまいりましたし、四十四年には同じく北海道さけ、ますふ化場から十萬粒ほど持ってまいりまして、それを十和田湖に放流するというようなことをやっております。その他親魚の養成に関する試験研究につきましても秋田県、青森県等に助成をいたしております。ヒメマスの増殖努力をできるだけ向上させていくことにつき努力をいたしておる次第でございます。

○岡本委員 長官、十和田湖に早急にひとつ手を打っていただきたい。イタヤハムシあるいはそういう害虫が盛んに出まして、このままにほっておきますと国立公園としてまた大事な景観がなくなつてしまします。これはいつごろ調査をはっきりしてくるか、それだけでも一度お聞きして、終わりたいと思います。

○首尾木政府委員 すでに必要な面につきまして調査もいたしておりますので、できるだけ早急にこれについての手を打っていききたい、かように考えております。

○岡本委員 終わります。

○佐野委員長 島本虎三君。

○島本委員 前回の宿題が二つありまして、一つは北海道の沼田の演習地の面積と、その使用計画の中にある保安林の問題についての計画書、これらについての資料提出であります。もう一つは、雲仙天草国立公園周辺の県立自然公園の保守の問題です。私としては、この二つの問題についてだけは、資料提出とともに意見を留保しておたところでありまして、私はいまこゝでその問題を先に聞いてまいりたいと思うわけでありまして。

まず第一番に、天草の国立公園周辺の自然公園で、天草五橋のかけ橋があるその第一の天門橋のあたりの橋げたの島がすっかりえぐられておる。この問題は重大でありまして、少なくとも国立公園の周辺であり、それを保存しなければならぬ立場にありましますところの環境庁として、国立公園内にあるということがはつきりしていながら、そ

のような荒廃の状態にしておいていいのか、こういうことであります。これについてはいろいろと資料の提出を求めておいたわけでありまして、これも環境庁のほうでできたようでございます。その結果について報告を願いたい。

○首尾木政府委員 前回の問題になりましたのは、熊本県三角の三角大矢野海辺県立自然公園内の大矢野島、その天草五橋第一橋付近でございますが、そこで四業者が採石をいたしております。ここは明治時代から石材の採取が行なわれてきたのでございます。

この地域は、ただいま申し上げました県立自然公園でございますが、この県立自然公園は、いまだ特別地域の設定をいたしておりませんで、普通地域でございますために、法律的にはその条例に基づき規制がなされておらないわけでございます。御案内のように、今回自然公園法の改正を提案いたしております。その点で、普通地域について新たに土地の形状変更を加えたわけでございますが、それ以前は届け出行為にはなっておらなかったということで、法律上、自然公園条例もまた自然公園法の普通の普通地域の範囲内において規制でございますので、それができなかつたという点がございまして、条例上の措置が講ぜられないというような現状にあったわけでございます。

なお、この地域は熊本宮林局管内の国有林地でございます。昭和四十七年度での採石量は約十六万一千トン、これは売石契約が結ばれておりまして、一年更新ということになっておるようでございます。

これに対する対策でございますが、ただいま申し上げましたように、自然公園法上は自然公園条例に基づく規制というものができません。これは、その地域について特別地域の設定をされたいというように、今後こういう問題につきましては、特別地域の設定ということで、環境庁としては対処する。あるいは今回法律の改正ということがございまして、一年更新ということでございます。

ますから、そういう時期において法改正が成立いたしますれば、法律的な措置が期待できるわけでございます。

なお、現在の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、営林局で管理をいたしております国有林地でございますので、この点については、熊本県の自然保護課と熊本営林局のほうで協議をいたしました結果、毎年採石量を二割減らしていくということで、五年目には廃止に持ち込む方針というふうになっておりますが、この方針に対しては採石業者のほうは、これは従来から採石をいたしておるということで抵抗を示しておる、こういう実情のように聞いておるわけでございます。

○島本委員 これは熊本営林局管内の国有林地である。昭和四十七年度での採石量は約十六万一千トンもあった。それから契約は一年更新である。これを許可しているのは営林局である。そうすると、林野庁が森林破壊の元凶であるということになってしまふやありませんか。調べて、それまではわかりませんでしたか。この点ではどうもちょっと問題がある。長官、こういうふうな点についてはいまだ一年更新であるものをそのまま認めておった、これは私としては不可解であります。これは自然公園地内であり、しかも雲仙天草国立公園の周辺地であります。そして、フェリーも通るし、もちろん橋の上は数限りなくいろいろな車が走るのであります。この第一橋の橋げたがえぐられて、島一つがまる坊主にされるほど石がとられておる。こういうようなことの許可を営林局がやっておった。これはちょっと自然に対する考え方が不十分じゃないか、管理の怠慢じゃないか、こう思われるのであります。調査の結果わかかったとすると、これは重大です。林野庁の処置をお伺いいたします。

○福田政府委員 いま御指摘の個所につきまして、私も至急調査の結果、写真も見せていただきまして、確かに橋のすぐそばが大きくえぐられて裸になっておるわけでありまして、四十七年度は、

いま御指摘のように、立方で申し上げますと六万五千立方販売いたしております。四十八年度も予定がありましたけれども、林野庁としては営林局に対して、これは販売を中止する方向で至急検討しろというふうな指示をしたのでございます。その後、いま環境庁のほうからも御説明ありましたけれども、調査の結果では、これは、私のほうの調べによりまして、この橋のできる前、江戸時代の後期、天保年間から石をとっておったということでございます。長年とっておったもので、とる石がなくなりました。どうか石をとらしてくれということ、二十数年前にこれを許可しまして、この人たちに石をとらしておったといういきさつがございます。橋はその後にできたものでございます。地元の、この採石することによって生活している人が約百人ぐらいあるそうでございます。自分たちの生活が困るということで、この町長を中心にして、営林局なりあるいは県にいろいろと陳情をしている模様でございます。そこで県のほうでも非常に困りまして、何とかこれをしようじやないかということで対策協議会をつくりまして、県なり営林局なり建設局、建設業関係、採石の人たち、その他学識経験者の方で、この人たちのことについてどう処置するか、あるいは現地をどうするかということについて協議をしているそうでございます。結局はやはりこの人たちがほかの場所へ行って石をとるかあるいは転業するか、それに対する対策ということを実行しては、これはぜひ重要な地域でもございまして、橋はあとからできたのでございまして、しかたがないですが、やっぱり地元の人も考えてあげながら、いずれにしましても、これは禁伐の地区に入れた、あと地も緑化するよう、いろいろ検討するように考えております。

○島本委員 すなわち問題点もその辺にあるのじゃないかと思うのです。先般参考人の招致によって、三人の人たちから参考意見を聴取いたしました。その参考意見の中

にも、やはり特別地域の相当面積、これの買い上げの予算、約六十億。ただし現在まで行なわれていないのは、ほんの一億、こういうような状態はまことに不可解である。しかしながら、特別の保護地区と第一種の特別地域、これだけが買い上げの対象になっておるものであり、第二種と普通地域これはもうだめだということになっているから、したがって、これでは自然保護の意味は全然ないものである。したがってこれは結局は乱開発につながるものであり、真に乱開発防止のためであるとするならば、第二種以下のこの制限についても解除すべきである、こういうような貴重な意見があったわけでありまして。

そうすると、この法自体が不備である、十分じゃない。このために起こったところの一つの現象であらうかと思うのであります。これらの参考意見に徴しても、やはり国においてもそういうような、本人が生業上必要である個所である。したがって、それは景観を破壊し、その辺の重大な資源破壊につながってもそれをとらなければ生業でできないんだとすると、それを進んで買って、生業でも補償してやると、そうして景観、自然を破壊から防止する、こういう態度こそ必要なんじゃないかと、だれしもこれをおもうのであります。こういうようにして、立法だけではできな。しかしながらこれさえ一つできない、こういうような法律では、何のためにつくったのか意味はありません。ほんの一部を改正して、手直しして、それで自己満足をするようなやり方では、全然私は意味がないと思う。したがって今後は、こういうような島を破壊から景観を守るためにも、自然を守るためにも、ぜひこれは買い上げの対象にして自然を保護するような態度こそ必要だ、こう思ふのであります。これに対して環境庁ではどのように考えておりますか。

○首尾木政府委員 零細な事業でありますとか、住民のそういうった生業というものと、それから自然の景観の保護ということとの調整という問題は非常にむずかしい問題でございますが、私も、御意見がございましたように、そういうようなこと

とで土地の買い上げというものを現在予算上の措置といたしまして実行いたしておるわけでございます。現在対象にいたしておるものは、お話のように特に何もやらせないというふうな特別保護地区でありますとか、あるいはそれに準ずる一種地区でございますとか、そういう非常に権利制限の強いところにつきまして、まずこれを優先的に買い上げていくというふうな形で六十億のものを持っておるわけでございます。現在はそのようなことで制度を持っておるわけでございますが、これにつきましては昨年は、ただいま御指摘のように一億足らずという状況でございました。本年度におきましては、そのようなものにつきましてぜひ積極的に買い上げをやります、この六十億を消化をいたしたいというふうな考えでおるわけでございます。

さらに二種地域、三種地域その他の地域等につきましては、必要なものについては、こういうことをやる必要があるのではないかと、こういう点については、理想的に申しますと御指摘のとおりだ、かように考えておりますが、それらの点につきましては、今後の問題として、必要な地域としてどの程度のものを買うのかということについてはさらに検討を加えまして、今後このような点については前向きにひとつ検討をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

なお、これは単に買い上げだけではございまして、許可をしないことによる補償というものもございまして、ただ、この補償措置というものにつきましては、補償すべき額というものをどの程度のものにするのかといったような点につきまして、なお定説がないという現状でございますので、そういう点につきましては今後問題があれば、そのようなところについては許可をしない補償という形で問題を処理するということにつきまして、積極的に私どものほうでそのような措置も一方において考えてみるということをしていただき、かように考えておるわけでございます。私も今回の改正をただけで十分だというふうな

は考えておりませんで、従来の自然公園法の運用でございませうか、今後の自然環境保全法の運用ということが非常に重要な問題であるというふうなことを考えておりますので、むしろそういったような問題が非常に重要な問題だと考えておりますので、今後はそういう点についてさらに自然環境の保全という点から格段に強化をしていきたい、かように思っておりますのでございませう。

○島本委員 長官、いま答弁あったようにして特別地域の買い上げ、これは六十億予算化されてあっても実際はそれがきびしく、特別保護地区や第一種特別地域しか対象にならないのであります。いまはほんとうに必要なものには手がでない、こういうような現状であります。それをこれからやはり何とか考えて対処しなければならぬという事務当局の答弁であります。自然の景観保護、いまや景観だけでは足りないのだ、自然環境そのものも十分守らなければならぬのだ、こういう段階にきているというのは、先般の参考人のこれはとうとう意見であつたわけでありませう。ですから、現在はそのような状態であつても、二種地域であるとか普通地域、この中にも必要だと思われるところはどんどん買い上げできるようにして、国のほうでちゃんと緑の保全をしななければならぬのだ、こういうような要望もあるわけでありませう。法律はまだそこまでいっておらないのであります。したがって今度は事務当局は、それに対して今後前向きに考えるということですが、長官としても、この際はつきりこの問題に対して決意を表明しておいてもらいたいと思つております。

○三木国務大臣 私は岡本委員の御質問にも答えたいんですが、できるだけ買い上げて、所有権というものが民間にある場合はその環境保全という点でいろいろな困難な問題も起こりますからね。これを買い上げをする場合に、やはり値段の問題なんです、結局は、値上がりしてくるということ、これを期待するものだから折り合ひないのですよ。予算を持っておつても、それをもう少し弾力的にや

るような方法を考えないと、予算をとつてもなかなか買い上げられないのではないかと。けさも私は話したばかりです。

それから普通地域の、島本委員はもっと買い上げを拡大しろという、それは必要なところもあるでしょう。これは予算の問題とも関連するが、そういうところで特に必要な地域は買えるような仕組みに考えていきたいと思つております。

○島本委員 それから、これはもう環境庁並びに林野庁、この三月に行政管理局から「自然保護に関する行政監察結果に基づく勧告」の中にもいま私が指摘しているような事実が具体的に指摘されているのです。「開発行為等に対する規制の適正化について」「公園計画の見直しと策定について」この中には、「最近、国立・国定公園、都道府県立自然公園等の指定区域内で、宅地造成、採石、森林の伐採、道路・林道の建設等各種の開発行為が急速に進行しており、その結果、原生林の伐採・枯死、捨て土による谷の埋没、採石跡地や道路の路面等における山崩の露出など自然景観の破壊、損傷がもたらされて事例が数多くみられ、また各種開発事業の計画と自然保護との調整が難しくしているなどの事例も多い。」はつきりここで、もう三月の時点で指摘されているのです。こういうような問題は、結論としては「環境庁は、都道府県立自然公園の公園計画の策定が進んでいない都道府県に対し、自然公園の保護を適切に行なうため、公園計画の策定を促進するよう指導する必要がある。」こういうふうにな言われているわけでありませう。当然この前にも、「公園利用施設については、特にきびしく景観を保存する必要がある」として指定された特別保護地区内の自動車道で、開設後、道路交通量、利用者の急激な増加等により、周囲の環境に影響を与えた事例があり、利用施設計画段階で十分な事前調査の実施など慎重な検討が必要とされる」これも指摘されているのです。そうしてみると、環境庁並びに林野庁にもこの三月に、もうすでにこういうような指摘がある以上、これに対して行政的にも当然対処しておかな

ければならない。こういうような一つの義務があるんじゃないか。当然これは知事権限の許可制の中にも、許可基準の三十三条の四、この適用、これを考えてもできることです。公共の福祉のためにというのがあるのですから、県としても、また林野庁並びに環境庁としても、当然採石問題についてもこの点から考えて措置をさせる方法もあつたはずであります。まことにいままでの態度はなまぬい。こういうようにして、できないという考え方の上に立つて何もしないことが、もうすでに行政を退歩させておる、怠慢です、これは。われわれが行つて、それも公害の調査に行つて初めて自然景観が破壊されているということさえわかつたのです。もう現行法でもできる。それもやらないで、これじゃ全くもつて私は怠慢のそしりは免れない、こういうふうにいるわけでありませう。

せっかくこの点等については今後善処するようであります。並びに買い上げ等については、法改正して今後この点十分に措置したいという考えのようでありませう。一切今後これは期待しておきたい、こういうふうに思つております。しかし、いままでやはり手足を持たない環境庁、持っているはずだけれども、経営のほうに片寄つた林野庁、この考え方がもうすでに自然の景観破壊だけじゃなく、環境破壊にまで重大な足跡を残してしまつたということになります。まことに遺憾である、こういうふうに思います。今後ひとついま質問した趣旨に沿うように十分対処しておいてもらいたい、このことを要請しておきます。両当局からひとつ決意を述べてもらつて次に進みます。

○首尾木政府委員 御指摘の点につきましては、できるだけの措置を考えてまいりたいと思つております。さらに土地の買い上げ問題でございませうが、これは先生、法改正の問題仰せになりましたが、これはただいまこの土地買い上げ制度というのはこれは予算上の措置としてやつておる問題でござ

いまして、この範囲として一応現在六十億の予定としたしておりますのは、これは先ほど申し上げました特別保護地区それから一種地域でございませうが、今後の予算の問題といたしまして、その点についての拡充ということは今後につぎまして十分検討し、努力したい、かように考えております。○福田政府委員 御指摘の点につきましては、従来も自然公園の地区内あるいはまた保護林制度、あるいは天然記念物等、あるいはまた自然休養林そういった制限林につぎまして一応つとめてきたところでもございませうけれども、今後一そうきびしくそういう制限林内の問題につぎまして基準を設けて指導してまいりたいと思ひます。

なおまたそういう制限林以外の普通林につぎましても、乱開発防止という意味で、一つのたとえば環境を破壊する、あるいは土砂の流出に影響を与えるとか、あるいは水資源の涵養に影響を与えるということにつぎましては、普通林におきましても許可制を導入してこれをきびしく制限してまいりたいというふうな考えまして、今回森林法の改正を検討中でございませう。

○島本委員 次に、生態系を守るための面積は一応は国際的には千ヘクタールという程度なものが必要であるといわれているのであります。環境庁のほうでは、いまこの一部改正法案を出しているわけでありませうが、保安林というものの対する考え方、これをどういうふうな考えているのか。特に保安林というものを考える場合には、原生自然環境保全地域、それと保安林、この段階的な考え方、これも今後の緑を保全するためにも必要の一つの発想のものになります保安林に対しては一応どう考えているのか、これをお伺いいたします。

○首尾木政府委員 保安林は、森林法によりまして、水源涵養でございませうとかあるいは土砂防備でありますとかあるいは風致保存でありますとか、いろいろ保安林、それぞれの目的に従ひまして保安林を設定をし、その森林を守るということになつておるわけでございます。これは森林法上の制度でございませうが、全体といたしましてこれ

が自然環境の保全ということと非常に重要な関係のあるものでございまして、そのような点では保安林制度というものを十分活用されますことが、これが自然環境の保全に非常に大きな意味を持つておるといふふうに考えておるわけでございまして、なお、先生の御指摘になりました原生自然環境保全地域と保安林の問題でございますが、これは制度上原生自然環境保全地域と保安林というものを競合しないというように形をできております。この考え方は、原生自然環境保全地域というものはこれはいわば原生的な自然そのまゝの状態において残しておくところでございまして、保安林につきましては、これはたとえ水源涵養保安林で申しますと、樹種の更新ということによってより水源涵養の目的というものを果たす、あるいはまた治山治水等の目的から設けられましたそのような保安林につきましては、そういう工事というものがかなり行なわれるというところは、原生自然環境保全地域とはやや相矛盾するといふ点ができますので、その点は制度上、原生自然環境保全地域と保安林というものは競合しないという形で、原生自然環境保全地域はほとんど手を入れないというふうな地域として私も考えておるわけでございまして。

○島本委員 そうすると保安林は手を入れてよろしい、こういうふうな考えですか。

○首尾木政府委員 保安林につきましては、それぞれの保安林の目的を達成するためのものとしての手が入られるということが前提になっておるところだといふふうに理解をいたしております。

○島本委員 そうすると、これは前回私が要求した資料が出てまいったのでありますが、北海道の沼田演習場について、演習計画の規模、それから買収の契約の状況や国有林との関係、また町当局から出されている要請、こういうふうなものについて資料の提出を求めてあったのでありますが、ほとんどにはく然と紙きれ一枚ということで、またことにあじけないような資料が出てまいったのであります。

これはほんとうにこのとおりでございまして、それについてまずお伺いいたします。

○長坂政府委員 お答え申し上げます。

この沼田演習場は、ここに御要求の資料として御提出申し上げましたところに書いてございまして、現在まだ計画を決定しておるものではございません。それで、いま陸上自衛隊のほうから防衛施設庁、したがって札幌の防衛施設局に現地の調査を依頼しております、いろいろな権利関係であるとか、それからどのぐらいの面積であるとか、これは下のほうにも書いてございまして、沼田町から防衛庁への陳情概要——これはほんとうに概要でございまして、所有者の持っている部分はどのくらいであり、それに隣接しているところはどうのようなかものであるか、そういうところをいま調査している段階でございまして、これは買収済みの契約状況と申されましても、全然そういう段階ではございません。

それから民有林の契約状況でございまして、そういうものはございせん。それ以前の、まだ計画をきめる以前の調査の段階でございまして、以上でございまして。

○島本委員 そうすると、これは予算措置は四十九年度だ、こういうことになるのですか。

○長坂政府委員 私どもは安くなければ買いたくないというふうな思っておりますが、四十八年度の予算としてはこれは全然ついてございせん。対象事項はございせん。それで、四十九年度以降何年計画で買おうかというふうなことも検討の対象にしております。したがって、一番早くても四十九年度に一部のつかる予算として要求できるか、こういう段階でございまして。

○島本委員 防衛庁としては、それを取得たいといふふうなことを考えているのですか。

○長坂政府委員 端的に申しまして安ければ、たとえばいま若松とか恵庭とかいうところを含めまして北海道演習場などもございまして、将来都市化の波などに押されておりますので、将来を見越しまして現在のうちに安ければ買いたいとい

う希望は持っております。しかしいろいろな権利関係その他ございまして、そこら辺はよく念査しまして最終的に態度をきめたいと思っておりますが、まだ態度はきめておりません。

○島本委員 現地では、四十九年度に調査費をかけて行ないたい、こういうふうな発言が新聞に載っておりますのでありますけれども、調査費をかけることも調査されておってまだそれは海のものとも山のものともつかない、こういうことなんですか。

○長坂政府委員 お答えいたしますが、四十九年度の調査費というふうな運ぶか、あるいはいきなり四十九年度で買収の経費をのけるか、そういうところまでも実はまだきまっておきません。

○島本委員 そうすると、沼田町の演習地、安ければ買収したいという面積予定は何ヘクタールくらいになるのですか。

○長坂政府委員 面積を割り出します場合に、やはり実際の実演習に使用したいという希望があるわけでございまして、射程五千から六千メートル、あるいは六千から七千メートルは確保したいということ、それから面積を割り出していくわけでございまして、その場合に、いまの北海道演習場は約九千平方メートルでございますが、九千平方メートルよりも幾らか上になるかというふうに考えております。そこを現地の図面に合わせまして、それだけの面積がとれるかどうか、そういうこともいま検討の対象事項でございまして。

○島本委員 現地の面積という、その中で沼田町全体の面積は幾らくらいあるのですか。それと皆さんのほうで演習地として六、七千メートルくらいの射程を有する演習場とすると、何ヘクタールを要することになるのですか。

○長坂政府委員 射程五千ないし六千、あるいは六千ないし七千というふうなところで、九千平方メートルから一億二千万平方メートルのところが必要になってくるであろうというところは先ほど申し上げたとおりでございまして、その町有地がどのくらいあるか、あるいは隣接の市もあるようでござい

ますが、そこら辺の確たるところは、私どもとしてはまだつかんでおりません。

○島本委員 もう一回数字を言ってみてくださいませんか。

○長坂政府委員 射程五千ないし六千、あるいは六千ないし七千という数字が一つございまして、そして、いまの北海道の演習場九千平方メートルというのがございまして、その九千平方メートルで射程五千ないし六千がとれるわけでありまして、六千ないし七千という、それよりも少し多くてやはり一億二千万平方メートルくらいほしいということになる。その二種類の数字でございまして。

○島本委員 一億二千万平方メートルはいいということだとすると、問題の沼田町は何平方メートルですか。

○長坂政府委員 沼田町全体の面積はつかんでおりませんが、この陳情をもとにしたある会社の所有地の面積がざっと一億平方メートルというように聞いております。

○島本委員 会社の、それが一億平方メートルですか。

○長坂政府委員 はい。

○島本委員 これは一億平方メートルですね。そうすると、沼田町の面積は二億九千ヘクタールになっていきますね。そうするとある特定の会社の持ち山全部ということ、そうすると、これは沼田町の山林や町全体を含めて一億になるのですか。この辺は少し不明でわかりませんが、もう少し計画を明らかにしてもらえませんか。——わかりました。それにいたしましたも演習地、これは平方メートルで言わないでヘクタールで言って一億ヘクタールの演習地、これはほとんど特定会社の持ち山ですか。

○長坂政府委員 ほとんどそうでございまして。

○島本委員 そうすると、その一億ヘクタールだけでこれはいいことになるわけですか。

○長坂政府委員 いろいろな考え方がとれると思っております。内部にいろいろな意見がございしますが、そこだけで、一億ヘクタールだけでその範囲内で済まそうという意見も確かに内部にござい

それから将来のことを考えましたり、あるいは

そういうことで、私たち保安林を管理する者とい
たしまして、原則的にはよほどのことがない限り
は解除しないという方針でまいっております。

○島本委員 なるほど長官が言うように、この保
安林解除要件というものは森林法第二十六条の二
項にはつきりきまっております。一項には保安
林について、その指定の理由が消滅したときは
遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しな
ければならない。これはやはり指定の理由が消滅
したのであるから、水源涵養のためにやるのですか
ら、これじゃないわけですか。二項のほうには「農
林大臣は、公益上の理由により必要が生じたとき
は、その部分につき保安林の指定を解除すること
ができる。」まあこれじゃないか。もしそうだとす
るならば、これは公益上の理由により必要が生じ
たときにはやる、こういうことになるわけですか
ら、水をたくわえる水源涵養の目的でこれは四十
六年に指定されて、そして直ちに解除する、これ
ではまさに無計画のそしりを免れません。まして
今度は公益上の理由ということで、いわゆる大演
習場をつくっていく。こういうようなことはまさ
にこれはためにする理由であって、その理由は真
の公益上の理由にはならない。環境の保全こそい
ま世界の一つの流れであり目的です。そこを演習
場にしたら、富士山の東でも西でもみんなもう実
弾演習場になる。その被害を受けているのが国民
であり、不発弾によって、もうすでに皆さん御存
じのよう被害を受け、とうとう人命を落として
いる。こういうような状態をかし出して、つ
くり出して、それが公益上の理由ということには
なりません。私も自然環境の保全ということ
は何ものにも優先するのであって、その立場から
すると、公益上の理由ということで水源涵養林の
指定が四十六年にされたものを、これを無償にも
解除するということが万が一にもあり得べきこと
じゃない、こういうように考えておるわけであり
ます。これがはずれたならいいだろう、こういう
ことになりませんが、もともといいということでは
ないのですよ。何のためにこのようなことまでや

るのか。ほんとうにいいのは、この沼田町が困っ
て、そして売りたいというならば、それを国が買
って緑の保全をし、大都市の札幌が近いのですから
旭川、札幌、こういうような方面からどんどんそ
の周辺に来て自然と緑と健康を築きあげるような場
所にしたいやうのが真の意味になるわけでありま
す。防衛庁は何でも破壊すればよろしい、何でも演習
場をつくれればよろしい、不発弾によって人畜を殺
傷すればよろしい、こういうような考え方に立つ
のはまさに時代錯誤であります。したがって、こ
ういふような計画はまずおやめになったほうがいい
い。

それと同時に私は、環境も考慮してこれは行な
わなければならぬという、この環境を考慮する
ということ、山中総理府総務長官は初代の人
だったんですから、いまや防衛庁長官として、初
代に自分がやったことと相反することをやるとい
う理由は断じてないのでありますから、これはや
はり上、上ならば下は下で、その気持ちを体して
こういうような計画はみだりに手を触れてはなら
ない、これがあたりまえじゃありませんか。本末
転倒してはいけませんのであります。私はそういう
ような点は特に皆さんに注意しておきたい。大体
これで全貌がわかりましたが、皆さんのほうには
必ず議会の決定であるとか町長の要請であるとか
いうものしかないかない。それが全体の意見だとし
て皆さん見がちである。われわれのほうには町民
や諸団体や民主団体の意見がどんどんくるので
したがって、往々にして皆さんの考え方と違うよ
うな結論が出されるわけです。こういうようなこ
とからして、必ずしも皆さんの決定、考え方だけ
が民意を代表するものじゃないということ、いま
や公害の原点に立って当然考えなければならな
い点なんです。町長が、市長が、知事がそれを承
認したから何でもいんだ、これが民意だ、こう
いうような考え方には、もう公害行政は全然関係
ないです。ほんとうの民意というのは住民組織
がこれを了解することが民意なんです。何でも県
知事だとか市長とか議会が了解すると、すべてが

これで終わったんだ、この考え方がいまの日本を
ここまで荒廃させたのです。防衛庁もそこをよく
考えておいてください。あなたの場合は、ほんと
うに山中総理府総務長官はいまやもう三木環境庁長
官と匹敵されるほど名長官だった人ですから、防
衛庁長官になってもその品位だけはそこなわない
ように、十分これは考えてやるのがあなたの義務
です。もしこの点において反論があったら聞
いておいて次に進みたいと思ひます。なければよ
ろしうございませう。十分その意味を考えてみだ
りにこういうようなことをしないようにしたほう
がよろしいと思ひます。しかしこれは環境の破壊
につながることであります。それも千九百ヘクタールと
いう水源涵養林の指定は四十六年にされたばかり
であるということ、ここを十分考えておいても
らいたい、こういうふうに思ひます。

○長坂政府委員 先ほど申し上げましたように、
着弾地という場所がはたして水源涵養林に
当たるものであるかどうかという点も検討
の対象にいたしておりますし、それから先生御指
摘のような現防衛庁長官は初代環境庁長官である
そういう御趣旨もよくわかりますので、そういう
ような点、もろもろ考えまして、なお慎重に対処
してまいりたいと思っております。

○島本委員 慎重に対処するということ、今
度は私自身長官にひとつお伺いしたいことがある
わけでありまして。それはもういろいろと自然公園法
及び自然環境保全法の改正法案、この中でまた土地
利用計画というふうなもの重要性は私が指摘する
必要もないほどであります。これは自然というもの
は一たん破壊されればもう戻らないというほど重要
なものでありますから、少なくとも国立公園内、
しかもこの特別地域内にあるいは国定公園内ある
いは都道府県立自然公園内、こういうようなところ
には原子力発電所というふうなものをつくること
に対しては、十分戒めなければならぬはずであ
ります。それと同時に、自衛隊の演習場はこうい
うようなことからして絶対やらないということの
ようでありまして、いまはそれに触れませんが

れども、当然環境を破壊するおそれがあるよう
ないわば火力発電所、こういうようなものについて
も建設を今後十分考えなければならぬし、厳に
戒むべきじゃないか、こういうふうに考えるわけ
であります。この点について三木環境庁長官は
いかがお考えでございませうか。

○三木国務大臣 原則的には島本委員の言われる
とおりでございます。

○島本委員 原則は原則として実際はそれと違
うという意味ですか。

○三木国務大臣 違ふというわけではありませ
ん。あなたの言われるような心がけでなければ環境の
保全はできないものだと思ひます。

○島本委員 大石前長官もその点に触れまして、
国立公園なり国定公園の根拠地には絶対に認める
わけにはまいりません、こういうようなことをま
くらことは入れておるわけでありまして、その
点では私もこの姿勢をくずしてはならない、こ
ういふふうにお考えであります。特別の例外が
事務的にあるとお考えですか。あるとすればどう
いうようなことを予想されますか。

○首尾木政府委員 原子力発電の問題でございま
すが、最近のあれといたしましては、原子力発電
についての許可の申請というものが出ておりまし
て、それにつきましては現在全く保留という形で
推移をいたしております。何か特別の例外がある
か、こういうふうなお話でございませうけれども、
一般的な問題といたしましては、電力という一方
において非常に公益的な事業でございませう。また
原子力発電の場合、やはり人家から離れたところ
でありますとか、あるいは海岸でありますとか、そ
ういったようなことで往々にいたしまして国立公
園の地域内がその候補地として知られるという
ことがあるわけでありまして。そういうような場合
におきまして、私もとしましては原則的にはやは
り国立公園の重要な地域については、そういう問
題についてこれを軽々に認めるというふうなこと
はいたさないつもりでございませう。例外的にと申

しますか、従来の例といましては若狭湾の国定公園に、これは都道府県知事の権限でございしたが、原子力発電所が許可されたという例はございします。

○島本委員 それは重要じゃありませんか。もうすでに原則が破壊されてしまった。原子力の破壊力はもうすでに原則まで破壊してしまつた。こういうようなことを各地域にやつてはいけないうか。伊達の火力も同じで、景勝地であり、りっぱな場所をこれをつくることであります。ただ経済的効率でしか考へない。これでは環境庁はばかにされておるようなものではありませんか。

○首尾木政府委員 この問題につきましては、私も過去の事例としてそういうふうなことがあつたということを申し上げたわけでございまして、原則的な方針といたしまして、先ほど長官からお話がございましたように軽々にこれを認めるということとはいたさないつもりで、現に和歌山県那智勝浦それから瀬戸内海の鹿久居島等におきましてそういうことについてのボーリングの申請等が出ておりますが、そのボーリングの申請につきましても、これを許可をいたしてはならないわけでございします。重要な地域につきましては厳正な態度でもってこういう問題について臨んでまいりたい、かように考へておるところであります。

○島本委員 委員長、やはり自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案として、法律をだんだんよくしてくる、そして自然環境を守る地球を完全に保存するのだ、こういうような一つの大きな理想の上に立つて、そして日本を徐々に自然公園法や自然環境保全法を改正しながら、そういう努力を続けてきているわけですか。それをまたまっとうから踏みにじるような、こういうような行為が存在したというのは、これはやはり基本的に間違ひです。その許可はもうすでにどうにもならないのですか。

○首尾木政府委員 もうすでに操業中のものございまして、これについてすでに許可をいたしま

したものを、これを取り消すということは法律上不可能でございます。

○島本委員 二度と愚は繰り返さない、こういうようなことでなければならぬのですが、やはりもう三木さんも副総理としてここにいます以上、そういうようなことは原則として言った意味は、過去にあったことは絶対とやらないんだ、この意味の原則だ、こういうことはいまやうやく私は理解できたけれども、今後は絶対こういうことはしなれないと思ふのです。あり得ないのです。少なくとも自然環境保全と言ひながらも、破壊を前提にするような、こういうような一つの行為を許しなれない。これは原則ですから、ひとつここを十分考へて、今後行政に対処してもらわなければいけないと思ふのです。この点についてひとつ三木長官、国民はやはりこういうような点について心配しているんじゃないかと、一言国民の前に安心せよということを言つてあげていただけないか。

○三木國務大臣 まあいろいろ原子力発電にしてよく言うのですけれども、そういう場合には、立地を考へて、そして国立公園のようないふところにそういう立地はしないようにするということが必要でございますから、どうか島本委員御安心を願ひます。

○島本委員 きょうでしようか、参議院の決算委員会でも長官もいろいろと環境保全についていろいろな決議を承つてきた、こういうふうに向ひますが、その中で、自然公園地内に今度ゴルフ場をつくつたり、そしてそのための土地の形状の変更、こういうようなものをしてはならない、こういうことがあつたのかどうか、その点についてあらためて伺ひたいと思います。

○首尾木政府委員 国立公園内におけるゴルフ場の問題でございますが、これについては、今後の方針といたしまして、国立公園でそういう許可を要する地域についてゴルフ場を新たに認める、許可するということとはしないというふうな方針を言つたわけでございします。

○島本委員 そうすると、自然公園法施行令、これは第四条「公園事業となる施設の種別」その中の第五号の七つ目に「ゴルフ場及び」というなつていて「乗馬施設」とあるのですが、これは施行令でありまして、そういうようなことであれば、当然これも改正するということになりますか。

○首尾木政府委員 国立公園の中の健全なレクリエーション事業といたしまして、そのレクリエーション事業を公園事業としても把握をいたしておりまして、過去においてそういう事業の一つとしてゴルフ場が考へられたということでございますが、今日の事態において、非常にゴルフ場が乱造をされるというような傾向がございしますので、私も行政措置をいたしまして、こういったようなゴルフ場を今後当分の間これについて認めないという方針を出すことが、こういう乱造傾向をとめるのに最も確かな措置であるということと、そういう方針を出したわけでございまして、ゴルフ場は絶対にいけないものだということ、そういうふう考へておるわけではないのでございします。しかし、私も方針といたしまして、そういうゴルフ場を国立公園の中で許可をすることは新たにやらない、こういうふうに向ひます。それから、ゴルフ場を認可事業の中から消すということも当然考へられるわけでございします。ただ問題は、従来からございました、公園事業として認可をいたしまして、すでに現にありますがゴルフ場というものは、やはり公園事業として把握した上で、これに十分な監督を加えていくというような必要がございしますから、従来のものでございしたこの施行令のもとで把握をいたしておきまして、そういう監督を十分にやっていくという必要から、それは一律にそこを消してしまふというわけにはまいらないということとございまして、新しいものとしましては、これは今後、この事業からはすすといふことは当然検討すべき問題だと考へております。

○島本委員 これは施行令ですよ。皆さんのほうではっきりそれが政府の方針としてきまつたのに、施行令はそのまま生かしては、それだったら、これを利用して申請をしてきた場合には許可しなればならなくなるわけじゃありませんか。

○首尾木政府委員 施行令の措置はいたしたいと考へます。

○島本委員 これはどうですか、国立公園の区域内で国有地であるとか公有地、こういうものに対しては民間には払い下げておりますか、払い下げておりませんか。

○福田政府委員 ただいま資料を持っておりませんけれども、国立公園の中におきまして、国有地を貸し付けたり払い下げたりした経過はございします。ですが、これは国立公園地帯の中におきましては制限がございまして、一つは、従来から長い間慣行的にその土地を使つてきたところ、いわゆる借りておつたところをほしいといったような場合とか、あるいはその他の公共的な施設にこれを使う場合であるとか、一応その法律あるいは政令に基づいてそれを判断しておりますが、そうたくさんはないはずでございします。

○島本委員 その資料を整えて後ほどひとつ知らせたいと思ひます。いいですか。

○福田政府委員 あとで正確なものはお届けいたしますけれども、手元にありますものの中で、四十七年度の国立公園内の国有林野売り払いの予定のものがございします。それは、件数にして百二十六件、七十八ヘクタールでございします。ただ、中身は、いま申し上げましたように、従来の縁故関係で売り払いをしようにしてあるものでございします。予決令の九十九条に基づくとございします。

○島本委員 え、何ですか。

○福田政府委員 予算決算及び会計令、予決令と略称しております。その政令に基づいて、縁故関係から古くからあるものについては売つてもよろしいというものがございします。それから自然公園法の第十四条に基づく公園事業、それから同じく第十七条に基づく建物、工作物といったもの、具体的な事例を申し上げると、たとえば、駐

車場であるとか養魚場であるとか売店とか、そういういろいろなこまかいものでございます。件数は非常に多いのですけれども、面積としてはこの程度で、ただいま申し上げた程度であります。すべて環境庁と相談して決定いたしております。

○島本委員 これは環境庁と話し合いをした上でこれをやるということですが、その場合には大蔵省は当然その仕組みの中に入っているのじゃないかと思いますが、大蔵省も十分この話し合いの中に入っておりますか。

○福田政府委員 貸したり売ったりいたしますと収入が入ってまいりますので、そういう意味では当然大蔵省と協議をしております。

○島本委員 首尾木局長、百二十六件、七十八ヘクタールについては、これはすべて環境庁長官と話し合いをしたというのですが、これはすべて環境庁長官と協議した上で了解した事件ですか。

○首尾木政府委員 さようでございます。

○島本委員 逆に、いまそういうような必要な場所を買うために六十億という金を予算化しておいて、片や林野庁のほうではほとんど国立公園の区域内における国有地や公有地について民間に払い下げていく。環境庁のほうではそれに対しても関与してるとすると、予算のつけ方や考え方がこれじゃ逆じゃありませんか。逆に、それを払い下げをして、管理していくのだ、これを買って上げて自然を保護するのだ、こういうような考え方であったのに、逆に払い下げてやるのにそれを今度は協議の対象にして、ほとんど百二十六件、七十八ヘクタールもこれを出している。一体環境庁はどういう考えがほんとうなんですか。

○首尾木政府委員 国有林の払い下げにつきましては、私も協議を受けておりますが、その性質としては、農地でありますとか、あるいは旅館等に貸し付けてあります、そういうすでに貸し付けられているものでございまして、あるいはまた公園の計画上の施設に該当しておりますもの敷地でありますとか、そういうものにつきまして、これを民間に払い下げるといふケースが多い

わけでございます。先ほど申しました六十億というのは、これは当然自然環境として破壊させないでいて保全をしているというものを買い上げのものでございまして、そういう形で、すでに旅館とかあるいはそういうものに貸し付けられておりますものについては、協議して、それについては協議に依拠するということもやむを得ないというふうな考えでおるわけでございます。その他のものににつきましては、そういうような事情のないものにつきましては、私どもできるだけこれを抑制をしようというように林野庁に要望をしておるものでございます。

○島本委員 せっかくこの自然環境保全法、これを前国会で急遽成立させた。そして、その際目玉は、必要な土地を売買によって破壊の対象にしない、それを買って上げて自然と環境を保護するのだ、これが目玉だったじゃありませんか。したがって、これを最大限度適用されるものだ、こういうふうに思っておりますところが、いま聞いておりましたら、国立公園の区域内における国有地や公有地についても百二十六件、七十八ヘクタールも売り払っている、払い下げていく。こういうようなことだとすると、どうもこの問題に対しては私は理解ができないのであります。これはどのような場所にこれを売り払ったのか、そしてそれはいつなのか。それについて一つ一つ環境庁がOKを与えたというならば、その実態について資料として差し出してもらいたい。これは環境行政せつかく提案しながら趣旨と逆行しているからであります。私はこの自然環境保全法、これを参考人の意見を聞いて、はっと思った点もあったわけです。しかしながらやはり現在それを行なっておる実態をいろいろ聞いて、なおさらこの中にはもともと手を入れなければならないというところを痛感しているのです。資料として提出を要請いたします。よろしゅうございますか。

○福田政府委員 さっそく提出いたします。

○島本委員 それから自然保護のための民有地の買い上げ。今度は逆です、払い下げじゃなくて民有

地の買い上げ。これに対してはやはりいろいろ意見もあり、大事な点もあるようでございます。この際その金額であるとか、単価であるとか、税制上の措置であるとか、こういうような点を、もう一度考え直さなければならぬのじゃないかと思っております。はつきりした対策でございますか。

○首尾木政府委員 金額、その内容につきましては、さらに今後十分検討をいたしたいと考えております。

○島本委員 税制上の点でどのような点をお考えですか。

○首尾木政府委員 税制上の問題といたしましては、現在まだそれについての具体案について関係当局と検討をいたしておりますが、今後至急そういう問題については検討したいと考えております。

○島本委員 税制上の問題に対する具体策もないままに、約六十億の予算を行使しようとする。これがただ一億でとどまってしまうというこの実態、これを見ましても、私も初めからそれが予測できないわけではないわけでありまして、木材やそれから土地の急騰、こういうものから値段が引き合わなかった、こういうようなことのようにあります。しかしながら、よく考えてみますと、これはやってやっても、税制上の措置としては一千万円までは無税だ、売買の対象になるそれは億をこえる、そういう場合は、せつかくそっちへやっても税金でございばり持っているから、ひとつそういうようないろいろな考慮等があった、売ることに対しては運搬運送する向きもないわけではなからうと思っております。公益のために国にこれを売るのであるから、その場合には、特に環境保全のためであるとするならば、そのあとで、今度は税制上の点であまり不便をかけないようにしてやるのが、たとえそれが法人であろうとも、私としてはそれくらいの態度は必要じゃないか、こう思うのです。それは無責任に切って破壊させようとするのじゃないのですから、国にやって保存してもらおうとするために手放すのですから、その

場合には当然そのような措置をいままでも考えないのをおかしい、こうさえ思うのであります。なぜいままでも考えなかったのですか。

○首尾木政府委員 そういう税制上の問題につきましては、これは御指摘のとおりでございます。各種のそういう土地の買い上げ等の場合におきます一般的な問題とも関連をいたしますので、税制上の問題というものは関係当局と今後十分詰めたいというふうな考えでおる次第でございます。

○島本委員 初め提案するときにその辺も考え、そして提案されるのが望ましいということでありまして、まあ私もこの点については今後とも皆さんの態度に期待しておりますが、十分これは考えやってもいいはずの問題だと思っております。

それからこれはどういふようなことでございませうか、環境白書、これはせつかく皆さんのほうで出したもの、その三二四ページのところにある問題ですが、観光という——もちろん自然が保存された優秀な景観、これは大いに利用し保護するのは当然であります。しかしながら最近国立公園に指定される、あるいは国立公園に指定される、こういうようなことになると怒涛のように人が押し寄せるわけですね。それはまあ当然でしょう。しかし実際は指定をし、それによって行く場所には必ず市町村があるわけですね、地方自治体があるわけですね。地方自治体のほうでは指定してもらってありがたみのあまりがたくなのか、これは私はわかりません。普通にはありがたみの当然なんです。ところが場所によっては、これは方々に共通の事例だと思っておりますが、指定されて、景観がすばらしい、春、夏、秋を通じて、冬でさえもたくさん観光客が押し寄せる。そして当然利用は十分する、そのあと始末が全然なっておらない。すなわち当然生理的な現象もあるでしょう。食べもの、一つのモラルの問題もあるでしょう。食べもの、かす、そういうようなものを散らして、そしてなはだしきに至っては、ある町では夏場だけで、指定されたがために来る観光客、その観光客の生理

的な現象、ふん尿の処理、これだけでも約百五十万円要している。しかしながら都道府県からくるのは二けたじゃない、一けただ、五万から六万程度だ。実際指定してもらった方がいいが、この辺の対策を全然なさないままの指定は迷惑千万だ、こういうような声さえるのです。私はやはり一たん指定するとするならば、その辺も考えて、利用面それから保護面、行政面、これも十分考えた上で運営でなければならぬと思うのです。この点で環境庁はいままでどういうふうにしてこれを考えてやられているのですか。

○首尾木政府委員　ごみ処理等の問題でございすが、この点につきましては先生御指摘のように従来自然公園内のものでございしたことに対する特別の援助というものが欠けておったことは事実でございします。従来はこれにつきましてごみを処理するための特別の簡易なごみの焼却炉がありましたとか、そういったようなものを中心とします施設に対しての補助金というものはございしたことが、問題はそういったようなことについての管理の面で地元が相当費用を負担をしておるといふのが実態でございします。こういうことに対して若干のそういう補助金といったようなものが都道府県において組まれておるといふようなことがございしますけれども、なおそういう点で地元がかなりの負担を掛けておるといふことは事実である、かように考えておきまして、これは今後の問題として、私も予算上の問題としてこれに対する助成の方法を努力するといふのはかたがたいわけではございますが、そういったような助成金なりあるいはまた場合によりまして特別交付税といったようなこと等におきまして、そういう面をできるだけカバーをしていくということを検討したいと考えておるわけではございます。

○島本委員　いま自然環境保全法の中には水中公園というものの指定もあつたようでありすが、これは当然もう法によって保護されている自然環境でありますけれども、一般の指定された以外の海底なり湖底なりそれから川の底、こ

うようなところの保護も十分考えられておりますか。

○首尾木政府委員　先生のおっしゃる指定のあつたところ以外という点につきましては、ちょっと私聞き違えておるかもしれないと思いますが、現在の法律では、そういう自然環境保全の場合でございしますと、たとえば土石の採取でありますとか陸水域の中における河川の底をさう問題でありま

すとか、底のどろをかえる、土石を採取する問題でありますとか、あるいはまた湖底のそういうところをやるものでありますとか、それから海底の土石の採取でありますとか、そういう問題については、これは対象になっていない。

ただ、自然公園の場合、自然公園法において海中公園におきましての土石の採取といったようなことが禁じられておるといふようなことになっておるわけではございます。

○島本委員　自然公園または国立公園、国定公園、瀬戸内海あたり、どこでも上のほうの空気の当たる箇所、こういうようなところに対しては景観が保全されている。水から下、湖底なり海底なり、こういうほうに対してはいままで保護が行なわれていたのかないのかということ。

○首尾木政府委員　指定されたところ以外の場所についても水中での砂利の採取といったようなことにつきましては、砂利採取法によりましてそれが制限をされているということでありま。

○島本委員　そうじゃないのです。採取ばかり考えて景観を考えているのじゃないのです。せっかく景観保護のために上のほうはよくても底がおかされていたら何にもならないのです。せっかく自然景観なり環境なりをよくしても、湖底や海底または川の底がよごされるようないうような状態ではだめなんです。もうすでに景観がそこからおかされるのです。したがってその方面の保護も十分考えられておるのか、おらなければ重大であります。これを聞いています。

○首尾木政府委員　自然公園法におきましては、海中公園地区に指定をされているところにつきま

してその保護が考えられております。それから自然環境保全法におきまして自然環境保全地域として指定をされております。

海中につきましては、それは土石の採取あるいは……

○島本委員　土石の採取は関係ない。公園として景観を保護し環境をちゃんと守つて守つて守つて水から下のほうはそれに対して十分手当てして

なつて取ることばかり考えている。それじゃだめなんです。これを保護する、保全するために十分考えてやられているのかということですよ。これはもうあなたはいいから、長官とやりましょうか。

○首尾木政府委員　自然環境保全法の第二十八条にもございしますが、これは海底を含めまして、土地の形質を変更するということについての規定であるわけではございします。

○島本委員　瀬戸内海の底はどうなっているか、調査されましたか。

○首尾木政府委員　私のほうで直接に調査をいたしたことはございせん。

○島本委員　国立公園なり国定公園が指定される。そしてその海底まで、水底までそれはやはり管理の対象になる、こういわれていながらも、湖底のほうには、また海底のほうには——湖底といえ

ばたとえば琵琶湖の南湖並びに北湖、あの湖底でさえももう汚染されているでしよう。瀬戸内海に至つては、国立公園はもうすでに名前だけでしょう。

海底はもう全部汚染されているでしよう。管理の対象になつていないとしながら、それまで全然海底を調べていないといふことはおかしいじゃないですか。もうすでに海底では奇形魚がとれるほど汚染されているのです。もしそうだとすれば、これは完全に管理の手抜きじゃないですか。い

ままで言つた答弁は間違いないのですか。

○首尾木政府委員　自然保護局といたしまして、自然公園あるいは自然環境保全地域を管理すべきところといたしまして、従来直接にこの問題につ

いての調査というものを——部分的にはこれはそういうものもございしますけれども、全体としてそういうものをやっておらないといふことにつ

いては、これは事実でございまして、そういう水底の問題というようにことにつ

きまして、私も、私どものほうの部局でも今後の問題としてこれをや

ていかなければならない問題だといふふうに考えております。

なお、現在は、水底の問題というものは、ヘドロ対策等におきまして、水質の汚染ということとの関係において部分的に環境庁においてそういう調査が行なわれているといふのが実態でござい

ます。

○島本委員　これは時間とって申しわけないのですが、せっかくこれを指定しているのですから、完全な環境をつくり上げておかなければならない。その中に水底も海底も入る。こういうのはほとんどやっていない。部分的にやっておるとい

つたて、ほんのつめのあかほでしよう。水底が完全に調査されて、そして水底がよごされないようにしておけば、瀬戸内海があれほど汚染される理由がないのです。瀬戸内海はもう死の海になつて

いる。あれは国立公園地帯じゃありませんか。そういうような状態にしておいて、流れる水も知らない、そして海底もよごされつぱなしだ、それで目に見える空気の上だけを保全すればいいんだ、この考え方はあまりにも単純過ぎます。あまりにも皮相です。こういうような考えではほんとうの環境の保全になりません。環境保全と公害防除の接点はもうすでに底まで来ているのです。これより一歩上がったら公害なんです。環境保全は根底から破壊されるのです。そういうように接点が下まで来ているのに、それも十分にわきまえないで

改正、こういうのを出しながら、その辺まで十分具体的な調査もしていない、こういうようなことは私としてはもうほんとうに遺憾だ、こう思いますが。この点は厳重に注意するのではありません、もうすでにそこは公害と環境保全とつながる場所じゃありませんか。上は空気、下は水、その水も空気も侵されて中間の地帯だけこれが保全される、こんな奇想天外な考え方はありません。もう少しこの点では完全にやっておいてもらわないといけないと思います。

○首尾本府委員 従来そういったような海底の調査というようものが不十分でございました。これは事実でございますので、これはこれからの問題として私も特に力を入れてまいりたいというふうに考えております。ことし全国の自然の調査をいたしまして、これにおきましては海岸の調査ということが入ってございますので、そういう中でもそういう問題に配慮しましてやりますが、なお引き続きまして、ただ一年だけの調査ということではおそろしく十分な実態というものを海底まで全部洗い尽くすということはなかなかむずかしいかと存じますので、そういう点につきましては今後の問題として努力をいたしたい、かように考えます。

○島本委員 公害防除と環境保全、この二つが環境庁の最大の任務なんです。その接点さえも気づかないで行政を執行するというのは怠慢です。底がもうすでに現在の公害の一つの重大な汚点になっているじゃありませんか。海底がほとんどよごされておるのは国立公園もしかり。きれいな水でこれでもいいのか、こう思っております。水俣湾のきれいな水に住む魚、これが現在の重大な病気のひとつになっているでしょう。その底はどうなっているかと思いませんか。一回も調査してない。いま水がきれいであっても湖底がよごれている、海底がよごれている。それがためにもうすでに魚は奇形魚さへ目に見えようような状態になったでしょう。この点はやはり重要だと思えます。建設省も陸上においてもまだあると思えます。

とあります。北海道千歳市、飛行場のあるあたりです。あの辺では終戦以来大きい穴が公園地内にぽこぽこあいたまま、あるいはまたそれがくずれて木がひっくり返ったりしている。これはもう二、三年前から完全に直したはずなんです。公園が荒れ果てておる、大きい穴があいておる。これはどなたの管理になっているわけですか。

○吉田(泰)府委員 青葉公園は都市公園として市が管理しております。

○島本委員 戦中あの防空壕、この処理については防衛庁、現在どうなっていますか。

○長坂府委員 防空壕の所管につきましては、先般の予算委員会におきまして二階堂官房長官からお答えがございまして、農林部においては農林省、都市部においては建設省ということ、いま御指摘の青葉公園などにつきましては建設省の所管であるというふうに私も承知をいたしております。

○島本委員 建設省、あの穴はどうなっているのですか。

○吉田(泰)府委員 千歳市の青葉公園の中にたくさん陥没箇所があります。かつての地震で陥没したようございまして、この復旧につきましては、現在市におきまして、付近の街路事業の残土をもって、陥没しているところをとりあえず復旧作業いたしております。八月末ごろにはこれを完了するということでございますが、陥没部分以外の防空壕も相当あるようございまして、その辺はさらに詳細調査いたしまして、今後の対策を講じたいと思っております。

○島本委員 それはもう都市公園内なんですか、やはり市の管理であって、あの場合には、防空壕が、戦時中旧海軍の関係で縦横無尽にあの公園の中を走ってあって、あれが火山灰である関係上、地震のために落ちたのではなくて、中に穴が掘られておるから、あれは雨やまた地震や、こういう衝撃によって陥没するのです。穴のないところは陥没しないのです。その穴がどのように掘られているか、自衛隊はそれさえも十分把握していない。

そうして、あれはもう数年前に終わっていることになっているはず。ところが両方で連絡をききとり合っていないようじゃありませんか。建設省では、やはり都市部ですから建設省の所管になって、あの部分に対する処置をするとするならば、防衛庁のほうから、どういうふうな横穴があいて、そしてどういうふうになっているのか、横穴が走っているのか、その辺の地図さえももらって、はっきり対処しなければならぬはずじゃありませんか。いま、都市公園でありながら鉄さくが張ってあって散策にも入れないような、こういうような公園がありますか。それをそのままにしておくというの、これは自然公園法改正法案を出す環境庁としても考えなければならぬ。そういうような公園がまだあるのです。あぶないから入れないのです。そうして、陥没によって大穴があいた。そうしたら非行青少年がその辺へある老婆の死体を持ってきて埋めた。それももう約百キロほど離れたその辺の老婆を殺して、その辺へ持ってきて埋めた、こういう事件さえあったのです。それがそのままにまだなっている。これはいけません。直ちにこれは処置すべきだ、こう思っています。防衛庁のほうでも知っているはずじゃありませんか。旧海軍の横穴ですよ。どう走っているのか、これをちゃんと建設省へ示して、そうしてそれを早く措置して、公園は公園の機能を十分發揮させるのでないといけません。これも行政の怠慢ですか。これも防衛庁のほうでは建設省のほうへお示しにならぬのですか。それで建設省のほうで工事に着工できないのですか。これは早くするとするならば、してやったら望ましいのであります。この辺、両省庁の連絡は十分なんですか。

○吉田(泰)府委員 旧軍等によりまして防空壕とか横穴が掘られております。実情につきましては、終戦直後に、当時としては一応この埋め戻し等をやったようございしますが、その後中断しております。現在いろいろ市街化も進み、当時気がつかなかった、あるいは問題にならなかったような個

所も出てきておりますので、先般来いろいろな委員会でも御指摘がございました。おくれればせながら、早急に各都道府県を通じて全貌を把握し、さらに詳細調査をするものは引き続き詳細に調査すること、どういふふうな復旧していくかということを検討したいと思っております。

それにつきまして防衛庁等に当時の資料がりますれば、もちろんこれを示していただきまして、その実態把握に資したいと思っております。

○長坂府委員 お答え申し上げたいと思っております。先ほど申し上げました予算委員会において、当時の防衛庁長官は「御承知のように、自衛隊には工事引き受けというのがございますので、いまのような問題は、関係市町村長から要望が出ますれば、十分その要望にこたえる方向で検討したい」と、こう考えます。というふうな回答をいたしております。

したがって、私も私どもとしては、市町村あるいは建設省から具体的なお申し出があれば、施設部隊等の工事日程に合わせまして御協力申し上げるという姿勢でございます。

なお、先生、旧軍の防空壕は当然自衛隊の所管であるかのようなおことばであったように思いますが、決してそういうふうなつながりにはなっておりません。これはまあ先生御承知のところでございますが、そういう直接のつながりにはなっておりませんので、これは建設省のほうからそういった内部の図面等のごとについて御連絡がございすれば、御要望がございすれば、その当時のことを知っている者などをさがし出すような、そういう協力は各省庁間の協力事項として心がまえをいたしておりますので、以上お答え申し上げます。

○島本委員 まあ、初めからそう思っております。あの海軍の、たつた三階建ての石づくりの兵舎一つ、飛行機の進入口にあった、それ一つさえ取りこわすのに、それでも日米のあの行政協定による協議会へ出してでないと、あれはこわせな

かったのです。あれはどっちのほうの所管になっておるのか、それさえもはっきりしないので、とりあえずまあ総理府ということになったんじゃないやありませんか。その辺はあなた、そんなことでおこったって、ちっぱけなことですよ。(長坂政府委員「別におこっているわけじゃありません」と呼ぶ) そういうようなことでありますが、十分やって、早く公園の機能を發揮させてやってほしいということなんです。あれも終戦後ですから、公園がはっきり機能を回復するまでは戦後は終わらない、これは千歳市民の感情ですよ。まして、この自然公園法や自然環境保全法の改正法案が出て、依然として防空壕のあと、戦争のなごりがあそこになまなましく残っている。これではほんとうに困るわけでありま。

なお、市町村から要請が来るならばと、それもしてこないかのようなことを言っていますが、戦後何回来ていますか。ものすごいほど来ています。ずです。まして坂村政務次官、あの人のもとに直接来て、私立ち合いで、これはもう陳情書をやつて、具体的な事例まで指摘して、この点の要請もしてあったはずであります。来たならばという、来ないかのような言動は、これまたあなたも知らない過ぎるのです。しょっちゅうの話ですから、これも記憶にとどめておいてください。早くこれを回復するように、これは建設省に要請しておきます。

なお、建設省は、これをすっかり直すまでの間の計画というものを、ごさいますか。

なぜ聞くかという、いままでやるやると言つてやらなかったのです。一ころは自衛隊が自分の力でやると言ったことがあるのです。それさえもやらなかったのです。それから話し合つて、今度建設省ということになった、こういうような事態もありまうから、これはすっかり直すための計画等ごさいましたら、はつきり示してください。

○吉田(泰)政府委員 公園の中にありますものはもちろんのことですが、それ以外でも、いろいろ陥没したりその他危険であったり、あるいは治安

上、風紀上問題があるというような個所が全国的にもかなりあるようでごさいまして、こういうものを取り急ぎ概要だけでもつかままして、明年度以降早急にこれが復旧対策をどういうふうにしてやるか、具体的に検討しました上、所要の予算措置も講ずるよう建設省としては考えております。

○島本委員 では、これはまだはつきり復旧の計画がないということですね。これから立てるといふことですか。

○吉田(泰)政府委員 いまの青葉公園につきましては、陥没部分はすぐ別の事業による土をもつて埋めることができますので、先ほど申し上げましたが、八月一ぱいぐらに埋め戻しを完了いたしました。残る未陥没部分の工事はなかなか技術的にむずかしい面もあるかと思いますが、これも全国の計画と合わせながら、特に危険なようなところは取り急ぎ復旧していくことを考えております。

○島本委員 都市公園であろうと自然公園であろうと、やはり公園においては違ひがないのでありまして、公園の中に散策もできない、入れないような鉄条網が張つてあるような公園があるとすれば、日本の恥です。そして何回もいわれても、それを扱う官庁、そのセクト性によつてこれに手をつけておらない、ようやくいま建設省ということになったようであります。まだこれがどういうふうに進んでおるかかわらないという、それはわかつておるはずで、H型に走っているか、どういうふうに進んでいるかということ、大体市民に聞いてもわかるようです。ですから、それを早く調べて、埋めるなり何かはつきり対策を立てるべきです。そして都市公園としての機能を十分果たさせるようにすべきです。これから計画するといふのはおそきに過ぎるのです。どうも私はそれを聞いても、この公園行政は自然公園法及び自然環境保全法、この法律案が出て遅々としてなかなか進んでおらないような点が遺憾なんでありまう。だいたい時間が進んでまいりましたから、

もっともと言いたいことがあるのですが、きょうはこの辺でやめておきたいと思ひます。したがって、これで終わる前に、私は、長官にはつきりこれをお伺ひしておきたいのです。

いまのようにして、自然公園法及び自然環境保全法、これができて、できただけでなしに、これが実施されるような状態になつてもまだ不備な点が多いのであります。そこで、実際に保全されるべき環境が逆におかされてきておるわけです。そうしてまだ、名前が変わりましたが、都市公園なんかに至つては公園の機能を果たしてない、こういうような公園さえあるわけでありまう。どうも公園全体を見る場合には、国民の緑に対するものがこれといふと環境の保全、こういうことにはまだほど遠いという感じが強いのであります。せっかくこの改正法案を出した以上は、それに肉づけをするように今後とも万全の配慮をしなければならぬが、環境庁は手足を持ちません。したがって、今後は各省庁にこの点等も十分要請して、

うして法の意味するところを具体的に実施させるようにすべきだと思ひます。いま伺つてみまして、まことにこの法律の持つ機能というものが十分發揮されてない、このことにがく然としたわけでありまして、今後これは、これで済まない、この次にはほとんど大改正しなければならぬ、こう思ひますが、長官の意見をお伺ひいたします。

○三木國務大臣 締めくくりの意味で御発言だと思ひますが、いろいろとお話を聞くまでもなく、環境の保全というのに対してはまだ至らぬ点が多々あることは御指摘のとおりだと思ひます。自然環境を保全していくという管理の面について、これはなかなか環境庁としても実際に、人員も少ないといふ点もございまいし、いろいろな制約条件はあるけれども、これは環境庁のみならず、政府全体としても、環境保全というものが大きな開発の前提になる、こういう考え方のもとに、今後自然環境の保全について万全を期していかなければ、破壊されればこれは取り返しがつかないわけです。また環境庁としても、もう少し自然環境

の保全に関する管理機能というものを強化しなければならぬ。そういう点で、人員、機構という面についても今後強化の方向で考えてまいりたいと思つております。いろいろと御言ひ分もあるでしょうけれども、一歩前進ということ、この法案に対する御賛成を願つておく次第でございます。

○島本委員 では、これで終わります。

○佐野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十八年七月三日印刷

昭和四十八年七月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A